

市 消 第 617 号
令和 7 年 12 月 1 日

消費生活事業者サポーター
ご担当者様

福岡市市民局生活安全部
消費生活センター所長

消費者啓発資料の情報提供について(依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市消費者行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費者被害を未然に防止するために、国民生活センターが作成した啓発資料「見守り新鮮情報」、福岡県消費生活センターが作成した「ホットな消費者ニュース」について、下記のとおり送付させていただきます。

つきましては、貴社内での掲示、回覧など職員のみなさまへの情報提供にご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

送付資料

- ・見守り新鮮情報 525 号
遺品整理を頼むときは、事業者選びは慎重に
- ・見守り新鮮情報 526 号
除雪機で死亡事故も！安全機能の無効化は絶対やめて
- ・見守り新鮮情報 527 号
広告と異なる商品が届くネット通販に注意
- ・見守り新鮮情報 528 号
通販で宅配荷物の置き配 上手に利用するために！
- ・ホットな消費者ニュース 2025 年 12 月号
注意！「歯のセルフホワイトニング」はクーリング・オフの対象外です。断る勇氣を持ちましょう。
実家で見つけた新品の高額な布団は、「強引な訪問販売」かも！？

(問い合わせ先)
市民局生活安全部消費生活センター
教育啓発係 宮木・松本
TEL:092-712-2929